

(添付書類) 被扶養者認定における自営業者の取り扱いについて

自営業者の収入

自営業者の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）を差し引いたものです。税法上の経費や当健保組合が直接的必要経費として認められないと判断したものを差し引くことはできません。

$$\text{自営業の収入} = \text{【 売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費) 】}$$

※自営業の収入とは別に恒常的な収入（給与収入、年金、恩給等）がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

「直接的必要経費」として認められる経費・認められない経費

「○」・・・直接的必要経費として認められる経費

「△」・・・直接的必要経費として一部認められる経費（健保にて内容を確認・判断）

「×」・・・直接的必要経費として認められない経費

一般の方

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給与賃金	—	直接的必要経費として判断する以前に、従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため認められない。（健康保険制度の趣旨から従業員を雇用している場合は被扶養者として認められない）
地代家賃 水道光熱費 修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められない。ただし、事業所分を自宅分と分けて費用負担しているとわかる書類を添付した場合は、事業所分が経費として認められる。
通信費	△	個人と業務用の通信機器が同一のもの、または区別して使用していない場合は経費として認められない。
荷造運賃	△	商品を顧客へ発送し収入を得る事業など、商品の梱包・運送を必要とする事業と判断した場合は経費として認められる。

※下記科目・・・「×」直接的必要経費として認められない経費

租税公課 減価償却費 外注工賃 利子割引料 旅費交通費 広告宣伝費 接待交際費 損害保険料 消耗品費 福利厚生費 雑費

自営業の収入を確認する書類

申告方法	必要書類	注意事項
白色申告	確定申告書 第一表・第二表（写し） 収支内訳書（損益計算書）（写し）	直近3年分の確定申告書類提出 税務署の受付印があるもの（電子申請の 場合は受理日時の記載があるもの）
青色申告	所得税青色申告決算書の 損益計算書（写し）	直近3年分の確定申告書類提出

※注意

- ・認定基準内の収入であることを示す確定申告書等、必要書類を提出できない場合は、認定することができません。
- ・短期的な経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められません。継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されているか確認するため、直近3年分の確定申告の書類（写し）をご提出ください。
- ・基準内の収入であっても、一時的な収入減でないことを確認するため、過去の収入や現在、将来の経営状況を伺ったうえで総合的に判断します。
- ・被扶養者資格調査の対象者となった場合は、上記の書類を提出頂きますので、いつでも提出できるようにご準備下さい。

以上